

警戒体制の発令基準及び措置事項

台風の場合

		船舶等が措置すべき事項
第一警戒体制 (注意喚起)	福山港が台風等に伴う強風域(15 m/s)に入る6時間前までに発令する。	<p>イ 船舶代理店は、船長及び乗組員を在船させ、何時でも荷役中止、港外避泊等の指示に対応できる体制を整えさせること。</p> <p>ロ 岸壁等の管理責任者は、関係船舶及び係留施設の安全確保について必要な処置を実施すること。</p> <p>ハ 旅客船は、予定航路の気象状況の把握に努め、運航基準を遵守すること。</p> <p>ニ 工事現場においては、荒天準備を行い資機材の流出、飛散、転倒防止対策等を講じるとともに、作業中の船舶は作業を中止し、早急に避難を開始すること。</p>
第二警戒体制 (避難勧告)	福山港が台風等に伴う暴風域(25 m/s)に入る6時間前までに発令する。	<p>イ 原則として、港内に係留中の大型船舶(1000総トン以上の船舶)は、港外の安全な海域に避難すること。 ただし、港内の海象等を勘案して、着岸避難もできるものとする。</p> <p>ロ 状況を勘案し、港内において着岸避難する船舶の船長は、係留索の増取り等係留状態の強化を図り、万全の荒天準備の態勢を確立すること。</p> <p>ハ 危険物積載船舶の危険物棧橋への着岸避難は認めない。</p> <p>ニ 港内外に避難した船舶は、国際VHF16chを常時聴守すること。</p> <p>ホ 各岸壁管理責任者は、強風や高潮による付近の荷役機器、貨物、資機材その他について、飛散、転倒、流出防止等の対策を講じること。</p>

(注) 第2警戒体制が発令され船舶が避難勧告に応じない場合で、港長が必要と認めるときは、港則法第10条又は同法第37条第3項の規定に基づく措置を命じられる場合がある。(移動、退去、制限、禁止)